

第 5 回

総会議事録

日 時 令和5年11月13日（月）9時15分

場 所 食糧会館 4階会議室

山形市農業委員会

総会委員名簿

令和5年7月20日現在

出欠	議席	氏 名	委員会役職
出	1	長澤 弘	
出	2	金子 祐一	運営委員
出	3	丹野 菊男	第37 [〃] ブロック長
出	4	今野 智夫	運営委員
出	5	阿部 芳徳	第27 [〃] ブロック長
出	6	富田 理恵子	編集委員
出	7	井上 敏嗣	運営委員
出	8	伊藤 博良	第17 [〃] ブロック長
出	9	森田 誠一	編集委員
出	10	安達 良一	農政委員会委員長
出	11	日下部 洋一	
出	12	推名 俊明	農政委員会副委員長 編集委員
出	13	安孫子 忠善	
出	14	後藤 英治	
出	15	遠藤 紀江	編集委員会副委員長
出	16	川村 栄介	
出	17	鍵水 豊	
出	18	佐藤 清	
出	19	熊谷 智博	第47 [〃] ブロック長
欠	20	石川 富夫	運営委員
出	21	小松 武	編集委員
出	22	丹野 長利	
出	23	丸子 宏	会長職務代理者 編集委員会委員長
出	24	高橋 徳郎	会長

第5回総会（定例）

日 時：令和5年11月13日（月）

午前9時15分から

場 所：食糧会館 4階会議室

山形市農業委員会

第5回総会（定例）次第

1 開 会

2 挨 拶

3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

4 議 事

議第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第19号 農地法第4条の規定による許可申請について

議第20号 農地法第5条の規定による許可申請について

5 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第4条届出書の受理について

(3) 農地法第5条届出書の受理について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(5) 農地改良届出書の受理について

(6) 農地法第4条の規定による許可について

(7) 農地法第5条の規定による許可について

6 連絡事項

(1) 次回の総会（定例）について 令和5年12月13日（水）

(2) 次回の委員調査について 令和5年12月11日（月）

7 その他

- (1) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて
- (2) 推進委員等の最適化活動の点検・評価のための令和5年度
成果目標について
- (3) 農地利用最適化先進地研修について
- (4) 山形市への意見書に対する回答について
- (5) 地域計画の策定に向けた協議の場の設置について

8 閉 会

第5回総会議事録

(令和5年11月13日(月) 食糧会館 4階会議室)

出席委員 23名
欠席委員 1名
開 会 午前9時15分

会 長	(あいさつ)
事 務 局	ここで、現在の出席委員数をご報告いたします。 本日は、20番石川富夫委員から欠席の連絡を受けております。 在任委員数24名、出席委員数23名、欠席委員数1名で、出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。 (傍聴人なし) 次に、議長選出に移りますが、山形市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が議長となります。 高橋会長よろしく願いいたします。
議 長	(開会) それでは、これより議事を進めます。 はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りしたいと思います。慣例により、議長より指名させていただくことにご異議ございませんでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、議事録署名委員については、2番金子祐一委員、4番今野智夫委員にお願いし、書記には荒井主幹を任命したいと思います。それでは議事に入ります。議第18号農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	はい。議長。 議案書は1ページ、議第18号農地法第3条の規定による許可申請について、をお願いします。 説明の前に議案の修正をお願いいたします。 2ページ、50号について、申請地について、1308-1の1筆のみに訂正がありましたので、2筆目の1308-6について削除をお願いします。あわせて、合計面積等についても削除ください。 続いて、51号について、申請者より取下げの申し出がありましたので削除をお願いいたします。 それでは、改めまして2ページをご覧ください。案件は8件となります。農地の所在地、申請人、申請事由等については、記載のと

	おりでございます。 47号、蔵王地区蔵王上野の田 2,358 m²について、こちら、安達委員に調査していただいております。 48号、大郷地区北田の畑及び服部の田、2筆計 2,587 m²について、経営拡張のための隣接地の買受による所有権移転です。ナス、水稻栽培の予定となっております。 49号、山寺地区山寺の現況樹園地、2筆計 581 m²について、経営拡張のための所有権移転です。こちら取得後、ぶどう、リンゴ等を栽培の予定となっております。 50号、本沢地区前明石の畑 184 m²について、こちら日下部委員に調査していただいております。 52号、出羽地区千手堂の現況畑 132 m²について、経営拡張のための隣接地の買受による所有権移転となります。ネギ、その他葉物野菜等を栽培の予定となっております。 53号、南山形地区片谷地の現況畑 2,823 m²について、こちら先にご説明しました 47号案件と同一人による申請となっております、あわせて安達委員に調査していただいております。 54号、出羽地区漆山の田 1,013 m²について、こちらについては、森田委員に調査していただいております。 55号、本沢地区長谷堂の現況樹園地、3筆計 3,489 m²について、こちら日下部委員に調査していただいております。 以上8件につきまして、ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	それでは、調査委員の報告をお願いいたします。 47号、53号について10番安達委員からお願いいたします。
安 達 委 員	私の方から、47号、53号についてご報告いたします。 申請地は、議案書のとおりです。47号は、所有権移転です。53号は賃借権の設定です。借受人は、新規就農ということで、現在、 であり、農業を通して障がいのある方などの就職先や、居場所を作りたいと思い農地を探しております。将来的には「農福連携」として事業をしていきたいということです。住所が新庄市になっておりますが、生活拠点を山形の方に移しまして、 でもあります。新庄の方には、 を持っていまして、山形の方に今、出張して来ている所でございます。47号は、水田 2,368 m²で、総額 で買い取りし、水稻をこのまま続けて作付けするそうです。所有の機械はトラクター、軽トラック、ハンマーモア、耕運機がありまして、田植機、コンバイン、乾燥機などは譲渡人から借りたり、蔵王の利用組合を利用して行うそうです。53号の方の畑なんです、今、実際地主と協力して管理しており、今回新たに賃借権を設定するということです。畑を見てきましたが、大根を今栽培していて播種が遅かった様ですので、いつ頃播種すると大根が採れるかと指導を行って来たところです。今後、自分が農業を覚えて、農福連携に

	発展させていきたいという意向でした。両方とも、委員調査した結果、許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしく願いいたします
議長	次に 50 号につきまして、11 番日下部委員からお願いします。
日下部委員	11 番日下部です。50 号に関しては、申請地は議案書のとおりです。権利の種類としては、新規就農で、所有権の移転ということになります。譲受人は、住所記載のとおりです。使用目的は、 を栽培予定ということです。これに関しては、自宅を建てた時から 年間、親父さんがずっと管理を任されてきたが、今回、譲渡人の方から買ってもらえないかということで、売買により取得し の野菜を作るということでした。農業機械の所有状況に関しては、耕運機 3 台、草刈機 1 台、噴霧器 2 台ということで、家の周りの小屋に入れて置くというような形でした。この土地の売値に関しては、総額で ということです。通作距離は、玄関出て 1 分ということで、すぐ裏にあるような状態でした。農機具の保管場所も自宅のすぐ傍にあるということです。現場の畑等見ましたが、きちんと管理されてきれいに草なんかも取ってまして、 年間きちんとした管理をしていたようです。農地以外には使えませんので、と話をしてきてます。譲渡人は、すぐ傍の方で、高齢化による経営縮小ということです。 ということもありまして、とてもじゃないが作れないし、土地の方もずっと 年間くらい管理してもらっているということもあり、この際きちんとしたいという思いがあったのではないかと思います。以上、調査の結果、許可相当と判断した次第でございます。よろしく願いいたします。
議長	次に 54 号につきまして、9 番森田委員からの報告をお願いいたします。
森田委員	9 番森田です。番号 54 号の申請地は議案書記載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定です。借受人は、 で農業を営んでいます。使用目的は水稻の作付けです。現在の営農状況は、田 6,456 m²と樹園地サクランボ 1,122 m²、合計 7,578 m²です。農業機械の所有は、トラクター、田植機、コンバイン、草刈機、噴霧器、各 1 台です。貸出人は、これまで兄が耕作していましたが、自宅からも遠く高齢であるとの理由から、申請地の農道を挟んで耕作している借受人に耕作してもらうことをお願いし申請に至っています。契約期間は 5 年です。賃借料は、田 1,013 m²で、総額 です。通作距離は徒歩 3 分です。以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく願いします。
議長	次に 55 号につきまして、11 番日下部委員から報告をお願いいたします。

日下部委員	日下部です。55号の報告をいたします。申請地は議案書記載のとおりです。権利の種類といたしましては、使用貸借権の設定です。借受人に関しては、記載のとおりです。使用目的は、サクランボ。現在の営農面積は樹園地だけで14,411㎡です。農業機械の所有状況は、トラクター、スピードスプレーヤー各1台、草刈機、刈払機各2台。また、乗用モア1台を導入予定ということです。契約期間は、20年。その他、父親からの使用貸借権設定ということです。借受人は、上山で新規就農の認定を受けるため今回の申請に至りました。上山の方の土地に関しては、もう借り受けの設定が終わっているということで、認定新規就農者に関しては、今月中くらいに上山市の方で認定を受ける予定ということです。息子の方に経営を移譲するような形だと思います。農機具等の保管場所は、あちこちにありますが、長谷堂の農地に関しては小穴地区に置いておくとのことでした。今回申請の樹園地3,489㎡はサクランボを植えているところです。周りは山林と田んぼがあるんですが、休耕田にサクランボの小さな木が植えられている状況でした。周りにはずっと鳥獣被害防止の柵が施されているような状態です。山間地ということで、園地は傾斜があるような所でした。調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの説明対しまして、皆さんの質問・意見等ございませんでしょうか。
遠藤委員	15番遠藤紀江です。確認したいことがあります。53号で、借り受けになっているのですが、47号は所有権移転で買い取り。この方は新規就農者ですが、買うとなると譲渡人と面識があつてのことなのか。新規就農でまだ未確定の状態で売るのはどういった流れ・いきさつがあつたのか、わかればお願いします。
議長	安達委員わかりますか。
安達委員	上野の方は最初、農福連携したいという話を、知人から紹介があり、その話に感動した譲渡人が、私の土地を売りますよということになりました。譲受人は将来的にこの土地の少し上に土地を買って、自分の住宅や事務所を建てたいとの希望があるという話でした。
議長	他にございませんか。 それではお諮りします。議第18号について、許可することに異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 全員異議なしと認めまして、議第18号農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決めます。 次に進みます。

事務局	議第 19 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。
	はい。議長。 議案書 4 ページ、議第 19 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、をお願いいたします。 案件は 5 ページの 1 件となります。農地の所在地、申請人、申請事由等については、記載のとおりです。 6 ページをご覧ください。 5 号、市立大曾根小学校より北東、約 600m に位置する大曾根地区上反田の田 1,349 m²です。こちら安達委員に調査いただいております。以上につきまして、ご審議の程よろしくをお願いいたします。
議長	それでは、調査委員の報告をお願いいたします。 5 号について 10 番安達委員から報告をお願いいたします。 なお、簡潔な説明に努めて頂き、詳細は質疑を通して確認くださるようお願いいたします。
安達委員	10 番安達です。第 5 号についてご説明申し上げます。申請者は記載のとおりです。事由といたしまして、畑地造成の一時転用を、令和 8 年 10 月 31 日まで行うとのことでした。この転用する場所は令和 4 年 9 月に農地改良届を出して造成をはじめたのですが、なかなか土の搬入が計画どおりにいかずに期間を延長して一時転用の許可を受け農地改良するという事案でございます。申請者は、年齢的に高齢で、申請地を盛土しまして大豆を栽培する計画なのですが、道路より 1 メートルほど低い所で、これまで行った改良では、土をはぎ取り土を持ってきてまた上にかぶせていたようですが、石のようなものが混じっていました。経営が出来るように、30 cm 以上黒土にして欲しいことを伝えております。今回の調査には、行政書士がきておりまして、造成するのは [REDACTED] という近くの建設会社なのですが、おそらく土を入れてその上に黒土をするというやり方だと思います。[REDACTED] [REDACTED] 気を付けて、阿部委員より農地パトロールでじっくり見ていただきたいと思います。令和 8 年 10 月 31 日までで、その後作付けする予定です。作付けなっているかも確認いただきたいと思います。畑地造成に伴う一時転用であるために、許可相当と判断していますが、今後とも農地パトロールにより注視していただいて、皆さんからのご審議をよろしくお願いしたいと思います。
議長	ただいまの説明に対しまして、皆様から質問・意見等ありませんでしょうか。
金子委員	2 番金子です。地図を見ますと、申請個所の北側は川ということですか。

安達委員	道路があつて川があります。
金子委員	畑地造成後に中身が川に流出しないか。大丈夫な工事をするのでしょうか。
安達委員	田の畦畔と盛土の高さを合わせるが、川沿いの道路より低いので、上には行かないと思います。
金子委員	わかりました。
議長	他にございませんか。 (意見なし) 無いようですのでお諮りいたします。議第19号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声) 全員異議なしと認め、議第19号農地法第4条の規定による許可申請について、許可することに決めます。 次に進みます。 議第20号農地法第5条の規定による許可申請について、を上程いたします。 それでは、事務局の説明を求めます。 次に進みます。
事務局	はい。議長。 議案書7ページ、議第20号農地法第5条の規定による許可申請について、をお願いいたします。 案件は、8ページから9ページの6件です。農地の所在地、申請人、申請事由等については、記載のとおりです。また、申請人及び申請地が多数となっています54号、57号については、10ページに別途内容を記載しております。 11ページをご覧ください。52号は、県立保健医療大学の東、約800mに位置する、楯山地区青柳の畑320㎡です。戸建て住宅を建築するものでして、1種農地と判断しております。 続いて、12ページをご覧ください。53号は、市立楯山小学校の南西、約350mに位置する、楯山地区青柳の畑4筆計377.91㎡です。県道改築の収用に伴いまして、共同住宅を移転するものでして、隣接する宅地と一体で用地を確保し当該地に建設するものとなります。2種農地と判断しております。 13ページをご覧ください。54号、市立南山形小学校の北西、約350mに位置する南山形地区松原の田及び畑4筆計2,510㎡です。こちら、日下部委員より委員調査を実施していただいております。 次に14ページをご覧ください。55号、JR漆山駅の南東、約400m

議 長	に位置する出羽地区漆山の畑 3,201 m²で、資材置場の設置です。安達委員に調査を実施いただきました。山形県農業会議常設審議会へ諮問の対象となる案件です。 次に 15 ページをご覧ください。56 号、市立高楯中学校の北西、約 500m に位置する、楯山地区十文字の畑 450 m²です。申請人は、認定新規就農者でございます。現在耕作するほ場及び実家に近い当該地を選定し、農家住宅を建築するものとなります。1 種農地と判断しております。 次に 16 ページをご覧ください。57 号は、市立金井小学校の北西、約 1,000m に位置する金井地区東志戸田の畑 4,940 m²。森田委員に委員調査いただきました。こちらも、山形県農業会議常設審議会の諮問の対象となる案件となります。 以上、6 件につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。 55 号、57 号については、3,000 m²を超えていますので、県の常設審議会を通らないといけないということになります。 それでは、調査委員の報告をお願いしたいと思います。 54 号案件について、11 番 日下部 委員から報告をお願いいたします。なお、先ほどと同様、簡潔な説明に努めて頂き、詳細は質疑を通して確認くださるようお願いしたいと思います。
日 下 部 委 員	11 番日下部です。54 号ですが、申請人内容については議案書記載のとおりです。転用する理由としては、宅地分譲、11 区画、建築条件付です。具体的な申請地は、市立南山形小学校の北西、約 350m の場所に位置する農地であり、該当地は鉄道の駅から 500m の範囲にあることから、2 種農地と判断しております。被害防除対策としては、汚水は公共下水道。生活雑排水も公共下水道。雨水は宅地内は地下浸透。道路に関しては、市道側溝へ接続ということです。その他、開発許可は見込みあり。道路法に関しては 24 条許可について事前協議済み。最上川中流土地改良区からの意見書を確認しております。 土地の取得費用 [REDACTED]。1 m²あたり [REDACTED]、坪あたり [REDACTED]、土地造成費は [REDACTED]。1 区画あたりは建物も含めると [REDACTED] 程度と見込んでいたということでした。この土地は休耕ですが、周りは作付けがあり、道路等もありまして、住宅が出来るから出入りが出来なくなるという状態ではありませんでした。水路等も変更するとのことですが、改良区との協議も済んでいるとのことでした。以上の結果、許可相当と判断いたしましたので審議の程よろしく申し上げます。
議 長	次に 55 号につきまして、10 番安達委員からの報告をお願いいたします。
安 達 委 員	10 番安達です。55 号の報告をいたします。申請人及び内容については、記載のとおりです。申請人の [REDACTED] は、市内

		で高圧ガス・医療ガスの販売などを営む法人です。当該地の隣接地に駐車場がありますが、その奥の方に駐車場・資材置場を増やしたいとのことです。その理由といたしましては、今まで資材置場は、天童営業所、南陽営業所に確保していましたが、山形市内の病院等からの発注が3割ほど増えており、山形市内に空き容器を置く資材置場が無いために今回申請いたしました。また、業務増加に伴いまして社員も増やすために駐車場も確保しなければならないとのことで、今回申請したわけでございます。現在の事業所の隣ということ、他に周りの土地を探しましたが、それ以外の土地が見つからず、やむを得ず当該地を選定しました。申請地の周りには他の事業所用地になっていまして、申請地の西側は日産の部品倉庫との間に道路があるのですが、子どもの侵入や盗難に気を付けるためにそこにはロープなどをするそうです。賃料は [REDACTED] で、今のところ3年間です。将来的には事業所の方では買取したいとの希望もありますが、貸主の希望で、3年計画で3年ずつ更新していくそうです。土地の造成費は [REDACTED] 程を見込んでいるとのことです。貸出人の年齢により経営縮小するとのことです。 調査の結果、許可相当と思いますので、ご審議の程お願いしたいと思います。
議 長		次に、57号について、9番森田委員からの報告をお願いいたします。
森 田 委 員		9番森田です。番号57号、申請人及び内容記載のとおりです。転用する理由・使用目的は、宅地分譲17区画、建築条件付です。譲受人は、天童に本社を置き、不動産事業等を営む法人です。この度、事業収益を図るため市内金井地区内で宅地分譲を計画しております。当該地は、閑静で環境が良く、交通の便も良いため、利便性の高い住環境を提供できると考え計画地として選定しています。申請地に代えて他に、代替えできる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。被害防除対策は、汚水・生活雑排水は、公共下水道で、雨水は、宅地内は地下浸透。道路については市道側溝へ接続します。最上川土地改良区の意見書があります。周りに果樹園があることから農薬等の防除について懸念されますが、この案件の譲渡人も、周りで今後も営農をされることから、調整は十分にされていると認められます。土地取得費は [REDACTED] で、1㎡あたり約 [REDACTED]、坪当たり約 [REDACTED]。土地造成費は、[REDACTED]。建築費は17棟で [REDACTED] です。1区画当たりの予定売買価格は、土地・建物込みで [REDACTED] 以内を想定しているとのことです。以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長		ただいまの説明に対しまして、皆さん質問・意見等ありませんでしょうか。

今 野 委 員	4 番今野です。57 号、17 区画だが、この会社は度々申請が出てくるが、売れ行き関係、経緯はどうか。
森 田 委 員	前回許可を受けた建築条件付については、1 年は若干超えましたが完了しておりますので、実績は十分あると思います。
今 野 委 員	わかりました。
議 長	他にありませんか。 (意見なし) 無いようですのでお諮りします。議第 20 号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 全員異議なしと認めまして、議第 20 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、許可することに決めます。 これで議事を終了いたします。 次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局	はい。議長。 続いて、報告事項となります。 先に議案書を送付しておりますので、報告事項については、案件名と件数を読み上げさせていただきます。 17 ページ農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理については、18 ページから 32 ページまで 35 件を受理しております。 33 ページ農地法第 4 条届出書の受理について、34 ページ 1 件を受理しております。 35 ページ農地法第 5 条届出書の受理について、36 ページ 2 件を受理しております。 37 ページ農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の受理については、38 ページから 40 ページまで、24 件を受理しております。 41 ページ農地改良届出書の受理について、42 ページの 3 件を受理しております。 43 ページ農地法第 4 条の規定による許可について、44 ページ 2 件について許可証を交付しております。 45 ページ農地法第 5 条の規定による許可について、46 ページから 48 ページまでの 15 件について許可証を交付しております。 報告事項については以上となります。
議 長	次に 6 連絡事項について、事務局よりお願いいたします。
事 務 局	はい。議長。 次回の定例総会は、令和 5 年 12 月 13 日水曜日に開催予定です。 なお、委員調査については、12 月 11 日月曜日を予定しております。

	次回の委員については、15 番遠藤委員、17 番鏈水委員となります。連絡事項をもう一点させていただきます。お手元に農地基本台帳の閲覧等に関する要綱の差替えをお配りさせていただいております。こちら、押印の廃止等に伴いまして、一部記載事項・様式の改正をいたしましたので、お持ちの事務必携の差替えをお願いいたします。連絡事項は以上です。
議長	次に7その他について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	はい議長。 (1)山形市農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて、資料により説明。ご意見は、別紙に記載し事務局へ提出ください。11月28日到着分まで集計します。 (2)推進委員等の最適化活動の点検・評価のため令和5年度成果目標について、資料により説明。委員1人当たりの按分説明。最終的に、推進委員への交付金に反映する旨説明。 (3)農地利用最適化先進地研修について、資料により説明。 出欠は11月20日まで報告。欠席は代わりの方を報告。
議長	ここまでで、ご質問ありませんでしょうか。
鏈水委員	成果目標の設定に対する点数は事務局で付けるのか。点数や解消面積は活動記録簿に書くのか。
事務局	解消面積等の成果は、事務局で按分します。
阿部委員	農地利用最適化先進地研修について、ブロックから推進委員の参加者をブロック長が1名出してくれとのことでしたが、事務局が3か年に割り振っていただきたい。調整は各ブロックでするのがよいのでは。
議長	推進委員はブロックから出していただくということで、ブロック長の仕事としてよろしくお願いします。ブロックをまとめているブロック長が決めてください。他にございませんか。
事務局	次に進みます。
事務局	(4)山形市の意見書に対する回答について、市からの正式な回答を配布、農政懇談会時に配布出来るよう溶け込み版を作成しました。 (5)地域計画の策定に向けた協議の場の設置について、農政課・農林部長より会長へお話がありましたが、今後の地域計画の策定にあたりまして、各地区での協議の場を設置する形となりますが、農業委員の参加及び役割等が重要かと思いますので、ぜひご協力よろしくお願いします。皆さんよろしくお願いいたします。

鑑水委員	これはいつまで行うのか。担当は農政課か。
事務局	日程調整や参集範囲は農政課とご協議いただきながらになる。それぞれ、各地区の農業委員へ連絡があるかと思う。別途調整いただければ。
鑑水委員	認定農業者と農業委員の会合が今月ある。日程を合わせてもらえればありがたいのだが。
議長	農政課の考えは、地域の方たくさんの人から集まってもらい地域計画を作ろうとの考えで、農林部長の話では、農政課が主体となって日程等決める。我々が行う座談会とは別にして欲しいと聞いている。最近、農政課と地域計画の事前打ち合わせ会を行った地区があったと聞いたが。
会長職務代理者	天神支店管内の組織代表者を中心に、農業委員・推進委員も入った集まりに、農政課から来てもらい地域計画の事前説明会を行った。我々としては、天神支店は大きいので、回数をこなさなければならぬ。毎晩のように各地区をまわる状況になりかねない。農政懇談会と地域計画の話合いをくっつけて、今までの対象者は認定農業者を限定としてやってきてそれだけでも数十人集まるが、招集範囲をもっと広げ、実行組合長レベルまで広げて地域代表として話をしてからとしている。
議長	農政課としては事前打ち合わせ後、招集範囲をもっと広げた集まりもやってもらいたいと考えているのでは。
鑑水委員	実際に動くのは、農業委員と認定農業者と認識している。全体的に参集しても集まらないのではと懸念している。色染めされた地図を元に認定農業者に確認してもらう予定。今月して、来月では二重三重になる。
議長	予想では年明けになるのでは。農業委員会でデータを入れて色染めした地図を作っている。今の現況、意向調査の地図、それを合わせた地図の3種類を作り、それを元に検討してもらおうとしている。今月中には目途がつくと聞いている。年内の集まりは、それはそれで進めてもらい、地域計画の話し合いは年明けになると考えてもらえれば。農政課と相談してください。主体は農政課で計画、地図は我々でと進めますのでよろしくお願いします。
事務局	地域での集まりのついでにということであれば、農政課に相談してください。農政課から各地区に連絡し個別に調整していきたいということですので、ご連絡があった際にはよろしくお願いします。

会長職務代理者	実際に農政課で持ってきた地図は、人・農地プランの時の地図に加え、売りたい貸したいの希望が入っている地図。貸し借りのデータの集計年度が、最新版入っていないと話にならない。10年後と考えると1人歩きし難しく感じるが、常にその年度の最新版を出してもらえれば地域計画としていいのでは、毎年見直しもすることだし、農政課にそう提案した。
議 長	一番怖いのは、人を集めないで勝手に地図に色を染めて、何でこうなったと後から来られること。皆さんには周知をしっかり行っていただきたい。よろしくお願いします。 その他、何かありますか。
事 務 局	(月間スケジュール等の説明)
日下部委員	南沼原地区農地利用調整委員会の周知チラシについて、作成の経緯説明。耕作している方、地主の方等にお配りし、農協と営農センターにはポスターも掲示した。
議 長	チラシ配って1か月が経つと思うが、状況はどうですか。
日下部委員	申し込み1件。今から申し込む人1件です。これからまた増えるかどうか。
長 澤 委 員	モデル地区だからチラシ作成できたのか。全地区でも作成可能か。チラシの費用は？
日下部委員	農政課が作成したので、詳しいところはわかりません。
小 松 委 員	チラシの配布の範囲はどんな形か。寄り合いに出られない方にも渡ったのか。
日下部委員	昨年暮れに調整委員会でアンケートをお願いした。耕作者全員にはたぶん配布したと思うが、地主の方は全員ではないようだ。現在貸している方が、引き続き貸す場合はいついていないかもしれない。
推 名 委 員	12番推名です。もう一モデル、南山形地区の動きはどうか。
丹 野 委 員	南山形地区の3分の1くらいの面積から始めている状態。集落別の説明会は1月～2月に1回行っている。10月～11月にかけて、自分のほ場の貸し出しOKだよ、という意見出してもらっている状態です。説明会は、今まで30人から40人の出席か。集会の出席率からみて半分くらいだと思う。時間的に苦しく、実際の作業はこれからになる。農地の所有者から貸し出し可能な農地のリストを出してもらっている途中ですが、今度は中間管理機構とのやりとりや貸し

	出しの手続きに入っていく流れになっている。今はその手前の段階です。
議 長	南山形では、黒沢・松原・片谷地と三地区くらいに分けて、一地区ずつみんな貸すのをまとめ、中間管理機構に貸して田の反別を大きくして、また貸し出そうという方向と聞いている。
丹 野 委 員	まず中間管理機構を通して現状を再構築しようという意識。最終的にはまとめていく方向に持っていきたい。
議 長	他にはございませんか。 これで第5回総会を終了いたします。ご苦労様でした。
	(閉会午前 10 時 48 分) 以下余白

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

